令和７年度鉾田市中小企業等チャレンジ事業者応援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，原油価格や物価高騰の影響を受けている事業者を支援し，市内における産業の振興及び活性化を図るため，市内の中小企業及び個人事業者が新たな思い切った取り組みにチャレンジするための経費に対し，予算の範囲内において補助金を交付するものとし，その補助金の交付については，鉾田市補助金等交付規則（平成 17 年鉾田市規則第 37 号）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者，小規模企業者及び個人事業者（農林水産業を除く）をいう。

（２）　事業所 事業の用に供する事務所，店舗等（仮設又は臨時のものを除く）をいう。

（３）　業態転換 新たに行う思い切った取り組みへのチャレンジ（新分野展開・業態転換・業種転換）をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は，次に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

（１）　市内に事業所を有し，かつ市内において 10 年以上事業を行っている中小企業者等

（２）　事業完了後も３年以上事業を継続する意思のあるもの

（３）　その他市長が補助金を交付することが適当であると認める要件を満たす者

２　前項の規定にかかわらず，次の各号に該当するものは対象とはしない。

（１）　過去に鉾田市中小企業等チャレンジ事業者応援事業補助金の交付を受けた者又は令和３年度に鉾田市中小企業等ビジネスモデル転換事業補助金の交付を受けた者

（２）　鉾田市暴力団排除条例（平成 23 年鉾田市条例第 13 号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号から第３号までの規定に該当する者

（３）暴排条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（４）　市税及び市民住民税を滞納しているもの者

（５）　法令及び公序良俗にする事業を行う者

（６）　前各号にあげるもののほか，市長が適当ではないと認める者

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，補助事業者が，令和６年４月１日から令和８年 1 月 31 日までに完了する新たに思い切った取り組みにチャレンジを図る事業とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，事業の遂行に直接

的に必要と明確に特定できる経費で，第４条に定める期間内に契約，取得，実施，支払が完了するものとする。なお，事業関連経費の内訳は，次の各号に掲げる経費とする。ただし，消費税及び地方消費税額は交付の対象としないものとする。

（１）　広告宣伝費　新聞折込料･雑誌掲載料等の広報に要する経費

（２）　印刷製本費　ポスター･チラシ･のぼり等の作成に要する経費　会議時の資料作成に要する経費

（３）　備品購入費　業態転換のための機器等の購入に要する経費

（４）　工事費　業態転換のための設備等の工事に要する経費

（５）　委託費　事業の実施が補助対象者のみで実施することが困難なため，専門的技術等を有する者に対して委託する経費

（６）　その他経費　市長が必要と認める経費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は，補助対象経費の２分の１（千円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てる。）とし，補助限度額は上限 50 万円とする。

（補助金の交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は，鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付申請書（法人：様式第１号，個人：様式第２号）を次に掲げる書類を添えて当該年度の１月 30 日までに申請しなければならない。

（１）　事業計画書（様式第３号）

（２）　補助金申請に関する誓約書（様式第４号）

（３）　登記事項等確認書類

ア　法人：商業登記簿謄本（全部事項証明書（交付日から３ヶ月以内のもの））

イ　個人：代表者の住民票抄本（交付日から３ヶ月以内のもの）

（４）　決算確認書類（２期分（直近２年分））

ア　法人：決算書（貸借対照表，損益計算書，個別注記表）

イ　個人：確定申告書（確定申告書（第一表・第二表）又は所得税青色申告決算書（１～４面）又は収支内訳書（１・２面）のいずれか

（５）　市長が特に必要と認める書類

（決定の通知）

第８条　市長は，前条の規定による補助金の交付申請があった場合には，当該交付申請に係る書類の審査，必要に応じて現地調査を行い，補助金の交付の可否を決定したときは，鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付決定通知書（様式第５号）　もしくは鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金不交付決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は，前項の交付決定通知に補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（重複交付）

第９条　補助事業者が当該補助事業について，国，県その他の補助金の交付を受けた場合は，この要綱に基づく当該年度の補助金からその他の補助金を除いた額を限度とし，補助金を交付するものとする。

（計画の変更）

第10条　補助事業者は，やむを得ず，事業計画書で定めた事業費の２割以上の計画変更が生じる場合及び計画期間を１ヶ月以上延長する必要が生じる場合，鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金変更申請書（様式第７号）を提出するものとする。

２　市長は，前項の規定による変更申請があったときは，速やかに鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金変更認定通知書（様式第８号）又は鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金変更不認定通知書（様式第９号）により補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第11条　補助事業者は，事業が完了後30日以内又は令和８年２月13日までのいずれか早い日に，鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金完了報告書（様式第10号）に関係書類を添えて提出するものとする。

（補助金額の確定）

第12条　市長は，前条の規定による完了報告を受けた場合において，当該完了報告に係る補助対象事業の成果が，補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条　補助事業者は，前条の規定による通知があったときは，速やかに鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は，前項の規定による補助金の交付依頼を受けたときは，速やかに指定した口座に補助金を交付するものとする。

３　補助金の交付は，会計年度内において１回を限度とし，市の予算の範囲内で交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条　市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（２）　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

（３）　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令，規則又はこの要綱の規定に基づく命令等に反したとき

２　市長は，前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは，速やかに鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により，補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条　市長は，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において，当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは，期限を定めて，補助事業者にその全部又は一部の返還を命じることができる。

（状況の調査等）

第16条　市長は，補助事業の円滑かつ適正な推進を図るため必要と認めるときは，補助事業の

状況を調査し，又は補助事業者に報告を求めることができるものとする。

（その他）

第17条　この要綱の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和７年５月７日から施行する。

様式第１号（第７条関係：法人）

年　　月　　日

鉾田市長　宛

住　所（所在地）
氏　名（名　　称）
（代表者）
連絡先 電　　話
（日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。）

鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金申請書

鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第７条の規定により次の書類を添えて申請します。

１　事業計画書（様式第３号）
２　補助金申請に関する誓約書（様式第４号）
３　商業登記簿謄本（全部事項証明書）※交付日から３ヶ月以内のもの
４　決算書（貸借対照表，損益計算書，個別注記表）※直近の２期分
５　市長が特に必要と認める書類

様式第２号(第７条関係：個人)

年　　月　　日

鉾田市長　宛

住　所(所在地)
氏　名(名称)
(代表者)
連絡先 電　　話
（日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。）

鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金申請書

鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第７条の規定により次の書類を添えて申請します。

１　事業計画書(様式第３号)
２　補助金申請に関する誓約書(様式第４号)
３　代表者の住民票抄本　※交付日から３ヶ月以内のもの
４　事業が確認できる書類(確定申告書(確定申告書(第一表・第二表)又は所得税青色申告決算書(１～４面)又は収支内訳書(１・２面))※直近２年分
５　市長が特に必要と認める書類

様式第３号(第７条関係)

受付番号 ※記載不要	

事業計画書

申請者	法人番号(＊1)	
	企業・団体名(屋号)	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名)・役職	
	電話番号(代表・直通)	
	Ｅ－ｍａｉｌ	

＊1 法人番号を付与されている場合には，１３桁の番号記載し，法人番号を付与されていない個人事業者等の場合には，記載不要。

申請概要	事業開始予定日(＊2)	年　　月　　日
	事業完了予定日	年　　月　　日
	補助金交付申請額(*3)	円

＊2 チャレンジ事業に係る取組みを開始する予定日を記載(令和６年４月１日以降)
＊3 事業計画書３(１)Ｂ「補助金交付申請額」の金額を記載

１　申請者の概要(現在の状況)

(１)申請者の事業概況

・主たる業種

業種名	

・事業別売上構成

主な事業	年　　月期	構成比
	千円	％
	千円	％
	千円	％
	千円	％
その他	千円	％
合計	千円	１００％

・従業員数(　　人)※　　年　　月　　日現在

・ホームページ URL【　　】

(２)申請者の営む事業の状況や問題点など

２　チャレンジ事業の内容

（１）事業計画名

（２）事業の実施場所（住所）

鉾田市

（３）事業の実施時期

令和　　年　　月　　日から開始

※令和６年４月１日以降に開始する事業が対象

（４）計画の目的（課題認識・目指す姿）と内容

①事業の目的と内容について具体的に記入してください。

②具体的な行動計画・実施体制（事業スケジュールなど）

③その他（上記項目に当てはまらない点について自由記入）

（５）事業見通し

・３か年の収支・事業見通し　（単位：千円，人）

項目		初年度	２年目	３年目
チャレンジ事業	①売上高			
	②売上原価			
	③経費			
会社全体	④売上高			
	⑤売上原価			
	⑥経費			
	⑦営業損益			
⑧従業員数				
うち新規雇用				

３　資金計画

（１）事業関連経費

経費の内容／経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費 ※消費税及び地方消費税は対象外	補助金交付申請額
①　広告宣伝費	円	円	※交付申請額は，補助対象経費を合算した額の２分の１か 50 万円のいずれか低い額が上限となります。
②　印刷製本費	円	円	
③　備品購入費	円	円	
④　工事費	円	円	
⑤　委託費	円	円	
⑥　エネルギー転換枠に係る事業費	円	円	
⑦　その他経費			
①～⑥小計	円	円(A)	円(B)
⑦補助対象外費用	円		
合計	円(C)	円	

（２）各費目に対する積算根拠

経費の区分 経費の内訳	積算根拠
広告宣伝費	
印刷製本費	
備品購入費	
工事費	
委託費	
エネルギー転換枠に係る事業費	
その他経費	

＊申請時点での見込みを記載ください。（エクセル等の任意の様式でも構いません）
＊見積書等がある場合は，添付してください（写し可）。
＊エネルギー転換枠に係る事業費については，見積書の写しの添付は必須です。

（３）資金調達の内訳

項目	金額	備考（調達先・他の補助金名など）
自己資金	円	
起債又は借入金	円	
その他	円	
本補助金(B)＊1	円	
上記以外の補助金	円	
(C)合計＊2	円	

＊1（１）Ｂの「補助金交付申請額」及び（３）Ｂの「本補助金」は同額となります。
＊2（１）Ｃの「合計」及び（３）Ｃの「合計」は同額となります。

様式第４号(第７条関係)

誓約書

年　　月　　日

鉾田市長　宛

申請者
住所
氏名
(法人にあっては，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者氏名)
電話番号

私は，下記の内容について，相違ないことを誓約します。

なお，事実と相違することが判明した場合には，当該事実に関して，市が行う一切の措置について，異議の申立てを行いません。

また，誓約した下記の内容について，市が確認のために行う関係機関への照会を行うことについて承諾します。

記

1　要綱第３条に規定する補助対象者の要件を満たしています。
2　市税及び市民法人税の滞納はありません。
3　宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としておりません。
4　鉾田市暴力団排除条例(平成 23 年鉾田市条例第 13 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団及び暴力団員，暴力団員等に該当しておりません。
5　暴排条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しておりません。
6　法人でその役員のうちに，暴排条例第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者はおりません。
7　鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱及び関係法令等を遵守します。
8　鉾田市から報告・立入検査等の求めがあった場合は，これに応じます。

様式第５号(第８条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

鉾田市長　印

鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で交付申請のあった鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金については，鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第８条の規定により，次のとおり交付することに決定したので通知します。

１ 事　業　枠　　業態転換枠（エネルギー転換枠）

２ 補助金の額　　金　　円

３　補助金の交付の条件

(1) 補助事業者は，補助事業が完了後，30日以内又は令和８年２月13日までに，鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金完了報告書に，次の書類を添えて提出すること。

ア 収支決算書

イ 補助対象経費の支払を証明する書類および本事業に係るものと確認できる書類の写し（補助事業期間中に支払ったことを証明できる，銀行預金通帳の写しか銀行振込(明細)受領書又は領収書の写し,仕様書，見積書，領収書,写真等）

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容を変更しようとするときは，市長の承認を受けること。

(3) 補助事業等を休止し又は中止若しくは廃止しようとするときは，市長の承認を受けること。

(4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは，速やかに市長に報告し，その指示を受けること。

様式第６号(第８条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

鉾田市長　印

鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付で交付申請のあった鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金については，鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第８条の規定により，次のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

不交付の理由

様式第７号(第10条関係)

年　　月　　日

鉾田市長　宛

(申請者)
所 在 地
名　　称
役職名・代表者
担 当 者
電話番号

鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金変更申請書

年　　月　　日付け鉾商第　　号で鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金の交付決定を受けた事業について，次のとおり計画を変更したいので，鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第10条の規定により，次のとおり申請します。

１　補助金の変更金額
(1) 変更後の補助金の額　　金　　円　※千円未満は切捨て
(2) 変更前の補助金の額　　金　　円

２　変更の理由

３　添付書類
変更後の事業計画書

様式第８号(第 10 条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

鉾田市長　印

鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金変更認定通知書

年　　月　　日付で変更申請のあった事業の計画の変更については，鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第10条の規定により，次のとおり承認したので通知します。

補助金の変更金額

(1) 変更後の補助金の額　　金　　円

(2) 変更前の補助金の額　　金　　円

様式第９号(第 10 条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

鉾田市長　印

鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金変更不認定通知書

年　　月　　日付で変更申請のあった事業の計画の変更については，不承認となりましたので，鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

不承認の理由

様式第10号(第11条関係)

年　　月　　日

鉾田市長　宛

(申請者)

所 在 地

名　　称

役職名・代表者

担 当 者

電話番号

鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金完了報告書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金の交付決定を受けた事業が完了したので，鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第11条の規定により，次のとおり関係書類を添えて報告します。

1　交付決定額　　金　　円

2　実施した事業内容

実施内容	
事業の成果	
今後の見込み	

3　経費の内容(単位：円)

経費の内容 経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費 ※消費税及び地方消費税は対象外	補助金交付申請額
広告宣伝費	円	円	※交付申請額(B)は，補助対象経費を合算した額(A)の２分の１か50万円のいずれか低い額が上限となります。
印刷製本費	円	円	
備品購入費	円	円	
工事費	円	円	
委託費	円	円	
エネルギー転換枠に係る事業費			
その他経費	円	円	
小計	円	円(A)	円(B)
補助対象外費用	円		
合計	円(C)	円	

添付書類

(1) 支払いを証明する書類(補助事業期間中に支払ったことを証明できる，銀行預金通帳の写しか銀行振込(明細)受領書又は領収書の写し)

(2) 事業内容確認書類(記録写真，チラシなど)

様式第11号(第12条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

鉾田市長　印

鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金額確定通知書

年　　月　　日付で交付決定のあった鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金については，鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第12条の規定により，次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

確定補助金額　　金　　円

様式第 12 号(第 13 条関係)

年　　月　　日

鉾田市長　宛

(申請者)

所 在 地

名　　称

役職名・代表者　　印

担 当 者

電話番号

鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付請求書

鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金について，鉾田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第13条の規定により，次のとおり請求します。

1　補助金請求金額　　金　　円

2　振込依頼先

金融機関名	
支　店　名	
口 座 番 号	普通・当座
口 座 名 義	(フリガナ)

※　上記口座が確認できる通帳の写しを添付すること。